

三戸町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 12,685	千円 5,374,910	千円 172,891	千円 947,529	% 17.7	% 18.4

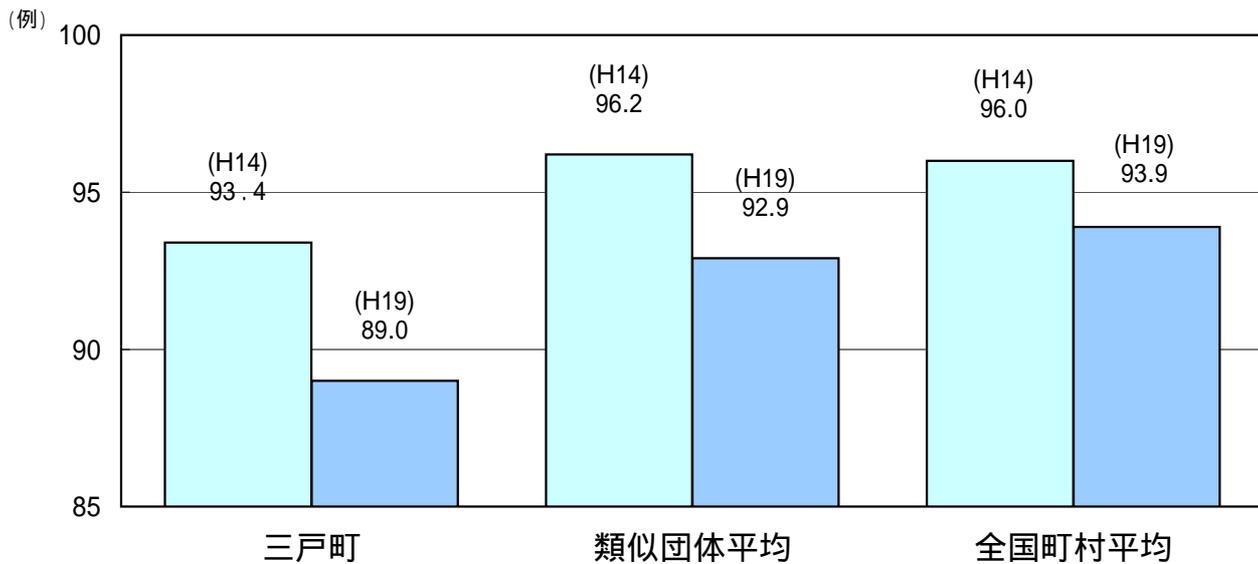
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 108	千円 394,502	千円 56,235	千円 160,477	千円 611,214	千円 5,659	千円 5,805

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三戸町	43.0 歳	314,698 円	349,635 円	339,141 円
青森県	44.1 歳	352,500 円	420,493 円	387,826 円
国	40.7 歳	325,724 円		383,541 円
類似団体	43.6 歳	327,171 円	372,157 円	354,085 円

技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢		平均給与月額(B)
三戸町	45.2 歳	11 人	263,482 円	275,564 円	272,500 円	-	- 歳	- 円	-
うち技能員	44.5 歳	5 人	256,340 円	261,660 円	260,100 円	-	- 歳	- 円	-
うち用務員	45.6 歳	4 人	268,775 円	287,025 円	280,550 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.26
うち自動車運転手	46.4 歳	2 人	270,750 円	287,300 円	287,300 円	自家用自動車運転者	49.3 歳	196,800 円	1.46
青森県	46.2 歳	589 人	318,900 円	364,077 円	344,585 円	-	- 歳	- 円	-
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	320,514 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	48.8 歳	12 人	285,052 円	306,934 円	297,898 円	-	- 歳	- 円	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三戸町	-	-	-
うち技能員	4,329,520 円	- 円	-
うち用務員	4,676,200 円	3,284,300 円	1.42
うち自動車運転手	4,801,900 円	2,554,300 円	1.88

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤奨手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区分		三戸町	青森県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	166,796 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	135,632 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	131,320 円	135,600 円
	中学卒	- 円	119,609 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

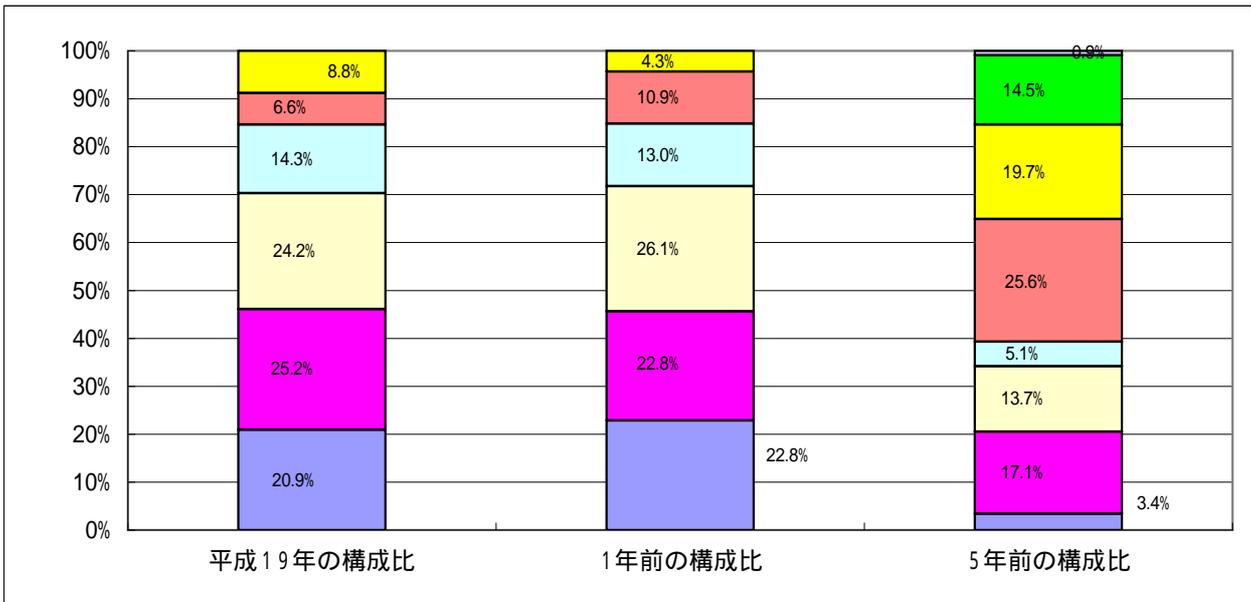
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	253,500 円	317,300 円	362,600 円
	高校卒	235,700 円	258,800 円	301,600 円
技能労務職	高校卒	205,900 円	253,600 円	248,500 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	教育次長及び参事の職務	8人	8.8%
5級	課長及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので、規則で定めるものの職務	6人	6.6%
4級	課長補佐、総括主幹及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので、規則で定めるものの職務	13人	14.3%
3級	班長、主幹及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので、規則で定めるものの職務、困難な業務を処理する総括保育士、総括児童厚生員の職務	22人	24.2%
2級	主査の職務、特に高度の知識、経験を必要とする業務を行う主任保育士、主任児童厚生員の職務	23人	25.2%
1級	定型的な業務を行う主事、保育士、児童厚生員の職務	19人	20.9%

- (注) 1 三戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

業績評価（5段階）と職務行動評価（3段階）からなる人事評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給区分を決定。平成19年4月1日の昇給において、一般行政職（町長部局）の管理職（昇給抑制年齢職員以外）中、上位区分（6号給以上）に決定された者が25%、標準区分（3号給）に決定された者が75%であった。下位区分（昇給なし～2号給）に決定された者はなし。また、管理職以外の職員（昇給抑制年齢職員以外）中、上位区分（6号給以上）に決定された者が10.3%、標準区分（4号給）に決定された者が85.9%、下位区分（昇給なし～2号給）に決定された者が3.8%であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 戸 町		青 森 県		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,504 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,886 千円			
(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

<参考> 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成19年度人事評価(中間評価)の評価結果に基づき、成績率を決定。
平成19年12月期支給の勤勉手当において、一般行政職(町長部局)の職員中、上位区分(78.5/100～86.0/100)に決定された者が24.7%、標準区分(72.5/100)に決定された者が75.3%であった。下位区分に決定された者はなし。

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

三 戸 町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	5,678 千円	19,882 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 三戸町は支給なし

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	75,523 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	762,861 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	41.1 %		
手当の種類(手当数)	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	医療業務	基本手当月額360,000～830,000円等
製剤手当	薬剤師	製剤業務	日額 100円
放射線取扱手当	放射線技師、看護師及び准看護師	放射線取扱業務	日額 100円
衛生検査手当	臨床検査技師	寄生虫等又は結核菌その他の病原体の取扱業務	日額 100円
危険物取扱業務手当	危険物取扱主任者	危険物取扱業務	日額 100円
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病防疫業務	日額 100円
夜間看護等手当(夜間看護)	助産師、看護師及び准看護師	深夜における看護業務	勤務時間に応じ2,000～6,800円
夜間看護等手当(救急医療)	助産師、看護師及び准看護師	特別な事情の下で行われる救急医療業務	1回 500円
診療待機手当	病院に勤務する職員	診療のため自宅等に待機することを命ぜられたとき	時間帯に応じ2,300～4,500円
死体処置手当	病院に勤務する職員	死体処置業務	1体 500円
人工透析取扱手当	看護師、准看護師及び臨床工学技士	人工透析業務	日額 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (1 8 年 度 決 算)	14,249 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 8 年 度 決 算)	85 千円
支給実績 (1 7 年 度 決 算)	16,408 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 7 年 度 決 算)	96 千円

(6) その他の手当 (1 9 年 4 月 1 日 現 在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に対する手当 配偶者13,000円 配偶者以外1~2人目6,000~6,500円 3人目以降 5,000円 (16歳~22歳まで5,000円加算)	同じ		22,982 千円	198,116 円
住居手当	住宅の家賃を支払っている職員及び自己所有の住宅を有する職員に対する手当 借家限度額 月額 27,000円 自己所有住宅 月額 3,000円	異なる(県と同じ)	住宅の自己所有者に月額3,000円	13,635 千円	114,583 円
通勤手当	交通機関利用及び交通用具利用職員に対する手当 交通機関利用者限度額 55,000円 交通用具利用者限度額 35,000円	異なる(県と同じ)	四輪自動車の使用距離区分	10,028 千円	76,547 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対する手当 本庁の参事、課長 39,800円~49,800円 出先機関の長等 31,800円 医師 月額 62,000~150,000円 総看護師長、薬剤長 43,900円~57,000円	ほぼ同じ	職務ごとに支給額を設定	12,870 千円	559,576 円
休日勤務手当	祝日等及び年末年始の休日における勤務に対する手当 1時間単価 勤務1時間当たりの給与額に100分の125~150の割合を乗じた額	同じ		1,652 千円	30,032 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対する手当 1時間単価 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ		6,502 千円	122,676 円
宿日直手当	宿日直勤務に対する手当 勤務1回 三戸中央病院 医師20,000~30,000円 その他 5,800~8,700円 三戸中央病院以外 4,200~6,300円	同じ		11,831 千円	311,337 円

5 特別職の報酬等の状況 (1 9 年 4 月 1 日 現 在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	町 長	768,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円 / 385,000 円
	副 町 長	609,000 円	679,000 円 / 365,000 円
	議 長	284,000 円	327,000 円 / 228,000 円
報 酬	副 議 長	241,000 円	270,000 円 / 173,000 円
	議 員	226,000 円	250,000 円 / 152,000 円
期 末 手 当	町 長	(18年度支給割合)	3.35 月分
	副 町 長	(18年度支給割合)	3.35 月分
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 768,000円 × 在職月数 × 0.455	(1期の手当額) 1,677 万円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	609,000円 × 在職月数 × 0.265	774 万円 任期毎
備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

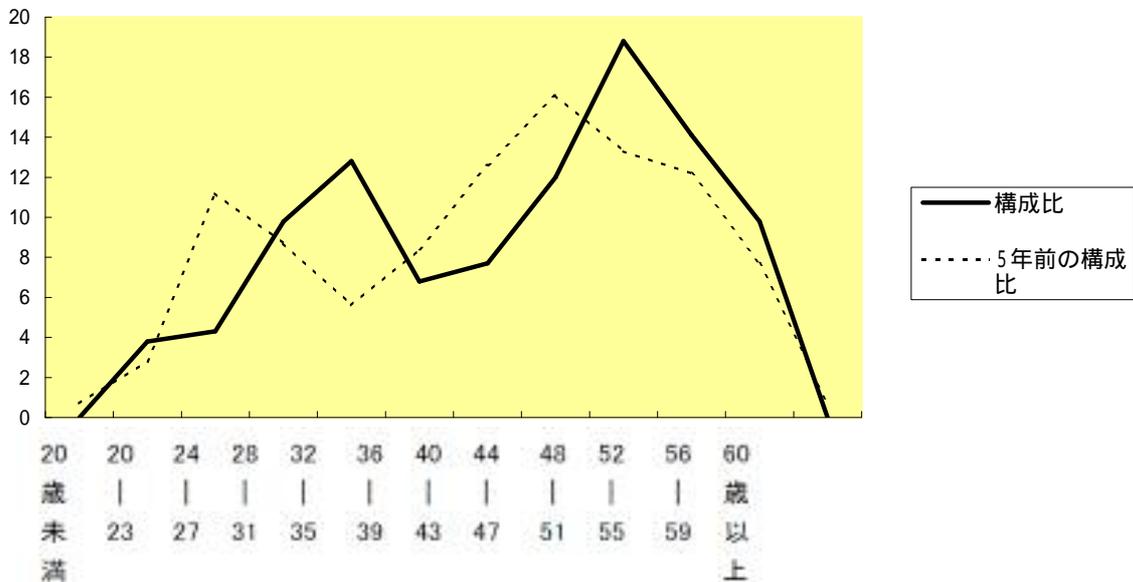
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	1 2 1	後期高齢者医療業務スタッフ充実のための増 業務の兼務及び退職による減 業務の兼務による減
		総務	25	25		
		税務	10	10		
		民生	27	28		
		衛生	9	7		
農林水産		10	9			
商工		1	1			
土木	5	5				
	計	89	87	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.58 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 100.89 人)	
	教育部門	20	20		施設長の兼任、退職による減	
	消防部門					
	小 計	109	107	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 123.88 人)	
公営企業計等部門	病院	120	114	6	運転業務の廃止及び退職による減	
	下水道	4	4			
	その他	9	10	1	地域包括支援センター業務スタッフ充実のための	
	小 計	133	128	5		
合 計		242 [266]	235 [266]	7 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 185.26 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	9 人	10 人	23 人	30 人	16 人	18 人	28 人	44 人	33 人	23 人	0 人	234 人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
254 人	220 人	34 人	13.4 %
総計			
内			
一般行政部門	80	11	12.1
特別行政部門	20	2	9.1
公営企業等部門	120	21	14.9

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	
一般行政	職員数	91	89	87					80
	増 減		2	2				4 (36.4%)	11
教 育	職員数	22	20	20					20
	増 減		2					2 (100.0%)	2
消 防	職員数								
	増 減								
公 営 企 業 等 会 計	職員数	141	133	128					120
	増 減		8	5				13 (61.9%)	21
計	職員数	254	242	235					220
	増 減		12	7				19 (55.9%)	34

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。